解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日滋賀県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

滋賀県彦根市元町四番二号

彦根市土地開発公社

清算人　大久保　貴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

東京都千代田区有楽町一丁目六番八号

財団法人日本福祉教育奨学財団

代表清算人　日比谷平四郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十六日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

山梨県西八代郡市川三郷町四一六一番地の一

学校法人定林寺立正幼稚園

代表清算人　功刀　貞如

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

滋賀県守山市木浜町一五八番地の一

社団法人びわ湖水底質浄化協会

清算人　藤田　哲司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月十一日京都市長の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

京都市東山区三条通大橋東二町目七三番地

二一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内

京都市洛北第三土地区画整理組合

清算人　古村　英夫

解散公告（第三回）

当企業年金基金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

和歌山県和歌山市梅原五七九―一

ＮＫワークス企業年金基金

清算人　中田　峯雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月二日

北九州市八幡西区光貞台二丁目四番一八号

財団法人生命科学総合研究所

代表清算人　岡村　裕

配当公告

福井県坂井市丸岡町猪爪五丁目一一四番地

破産者　浅野木材工業株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十四年（フ）第二四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二五五、九八六、〇八〇円

（内優先債権額　金三三五、〇〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一〇、九一六、九五〇円

（内優先債権額　金三三五、〇〇〇円）

平成二十六年五月二日

福井市春山一丁目八番二号

破産管財人　宮本　健治

配当公告

愛知県名古屋市守山区小幡四丁目二番一一号

破産者　ヤマサ食品株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一九一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四〇八、二五一、三三一円

（内優先的破産債権額

金二七一、一七六円）

一、配当をすることのできる金額

金二二、三二九、四六九円

（内優先的破産債権額

金二七一、一七六円）

平成二十六年五月二日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル四階

破産管財人　織田　幸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市金成沢辺木戸口一一番地二、最後の住所仙台市青葉区台原五丁目四番四六号セザール台原一〇五

被相続人　亡　菅原　正俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二日

仙台市青葉区五橋一丁目一―五八―七二〇

相続財産管理人　弁護士　吉田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　島田　金一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇―二六旭開発ビル四〇六

相続財産管理人　弁護士　中谷　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市高松レ四三番地一号の二、最後の住所石川県かほく市高松ツ九六番地

被相続人　亡　沖野　文和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二日

石川県金沢市小立野一丁目三三番八号　事務所石川県金沢市新神田五丁目三四番地ア・レーズ一〇一号室

相続財産管理人　宮村　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区旭通四丁目一〇番地、最後の住所岡山市北区七日市西町四番二一号

被相続人　亡　金谷小彌太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二日

事務所岡山市北区蕃山町三―七両備蕃山町ビル八階

相続財産管理人　弁護士　財津　唯行